



(電子版)

info@jikosoren.jp

2020年 第34号 2020年9月8日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

## 20年度の地域別最低賃金 0～3円アップ

10月から適用となる2020年度の地域別最低賃金の答申が出そろいました。今年はコロナ禍のために、目安を示す中央最低賃金審議会が使用者側が据え置きを強硬に主張、結局、目安は示されませんでした。しかし、地方最低賃金審議会では、一部を除き1～3円引き上げる答申が出され、下表のように決まりました。

2020年度地域別最低賃金

	2020年度	引上げ額	2019年度	ランク	発効予定日		2020年度	引上げ額	2019年度	ランク	発効予定日
北海道	861	-	861	C	-	京都	909	-	909	B	-
青森	793	3	790	D	10/3	大阪	964	-	964	A	-
岩手	793	3	790	D	10/3	兵庫	900	1	899	B	10/1
宮城	825	1	824	C	10/1	奈良	838	1	837	C	10/1
秋田	792	2	790	D	10/1	和歌山	831	1	830	C	10/1
山形	793	3	790	D	10/3	鳥取	792	2	790	D	10/2
福島	800	2	798	D	10/2	島根	792	2	790	D	10/1
茨城	851	2	849	B	10/1	岡山	834	1	833	C	10/1
栃木	854	1	853	B	10/1	広島	871	-	871	B	-
群馬	837	2	835	C	10/3	山口	829	-	829	C	-
埼玉	928	2	926	A	10/1	徳島	796	3	793	C	10/3
千葉	925	2	923	A	10/1	香川	820	2	818	C	10/1
東京	1013	-	1013	A	-	愛媛	793	3	790	D	10/3
神奈川	1012	1	1011	A	10/1	高知	792	2	790	D	10/3
新潟	831	1	830	C	10/1	福岡	842	1	841	C	10/1
富山	849	1	848	B	10/1	佐賀	792	2	790	D	10/2
石川	833	1	832	C	10/7	長崎	793	3	790	D	10/3
福井	830	1	829	C	10/2	熊本	793	3	790	D	10/1
山梨	838	1	837	B	10/8	大分	792	2	790	D	10/1
長野	849	1	848	B	10/1	宮崎	793	3	790	D	10/3
岐阜	852	1	851	C	10/1	鹿児島	793	3	790	D	10/3
静岡	885	-	885	B	-	沖縄	792	2	790	D	10/3
愛知	927	1	926	A	10/1	全国加重平均	902	1	901		
三重	874	1	873	B	10/1						
滋賀	868	2	866	B	10/1						

注. 発行予定日は、異議申し立てがなかった場合の日付

地域別最低賃金について、現行どおりとの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。